

令和二年四月一日提出
質問第一五一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に関する質問主意書

提出者 中谷一馬

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に関する質問主意書

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に関して、以下、質問する。

一 新型コロナウイルス感染症に関し、四月十五日までに新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条に定める「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされる可能性はあるか。現時点においての政府の見解を伺いたい。

二 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条では、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がされるには、「新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるとき」とされているが、現状はこれらの要件に該当する事態であると考えているのか、それともないと考えているのか、詳細を交えながら現時点における見解を伺いたい。

三 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発令される可能性があるとするれば、新型インフルエンザ等緊急

急事態措置を実施すべき期間並びに区域をどのように検討されているのか、現時点における見解を伺いたい。

右質問する。